

平成 22 年 5 月 27 日

公益財団法人 財務会計基準機構

企業会計基準委員会 御中

社団法人 信託協会

会長行 住友信託銀行株式会社

**公開草案「退職給付に関する会計基準・適用指針(案)」に対する意見について**

資料名 (会計基準/適用指針 etc)	該当箇所 (頁数、項番等)	意 見	備考
会計基準	第 13 項～第 15 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今回の改正において「貸借対照表は即時認識とし、損益計算書は遅延認識を認める」取り扱いへ変更することに反対する。</li> <li>● この取り扱いは、現在の国際会計基準の取扱いとも、4 月に公表された国際会計基準の見直しに関する公開草案の案とも相違している。国際会計基準とのコンバージェンスという観点では、この改正案は寧ろ遠ざかっているのではないか。また、この取り扱いは、現在の日本基準による取扱いよりも解りづらいと考える。</li> <li>● したがって、確定給付制度の会計処理については、今回の段階では変更せず、現在の国際会計基準における会計処理と同様、貸借対照表、損益計算書とともに遅延認識を認める取扱いとしたうえで、国際会計基準の見直しの動向を踏まえ、ステップ 2 で検討していくべきである。</li> </ul>	

資料名 (会計基準/適用指針 etc)	該当箇所 (頁数、項番等)	意 見	備考
会計基準	第 35 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第16項～第21項の適用時期について、以下の理由から最低1年は延期すべきである。           <p>①「会計基準（案）第16項から第21項（評価方法に関する改正）」に関する適用時期の設定にあたっては、企業会計審議会による国際会計基準の強制適用の判断時期（2012年度）を考慮すべきであり、期間帰属方法の選択適用部分や割引率の設定方法についてIFRS強制適用の結論を踏まえた上で検討期間を企業に与えるべきである。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法は期間定額基準と給付算定式の選択適用とする案が示されている。企業がどちらかを選択する際には、現在、企業会計審議会にて検討中である国際会計基準の強制適用の動向が重要なポイントとなると思料する。（強制適用となった場合、連結財務諸表には給付算定式が適用されることとなるため、単独財務諸表も連結財務諸表と平仄を併せることを企業は希望すると思われる）</p> <p>②第16項～第21項による退職給付債務などの計算について、企業における計算方法の理解、会計基準変更に伴う受託機関からの説明等を含む受託機関との事前協議の必要性を鑑みると、計算開始までに充分な準備期間が必要である。</p> </li> </ul>	
適用指針	第 18 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本項は退職給付信託が会計基準第7項の年金資産として認められるための要件を別途定義しているが、年金資産の定義であれば本来会計基準第7項で定義されるべきものであり、重複した説明や不要な説明は避け、退職給付信託にのみ特有の留意点があるのであれば、本項ではそれを記載すべきである。</li> <li>● 例えば(4)②に、「信託財産の管理・運用・処分について事業主と分離することが必要であり、したがって、信託の設定に伴い、信託財産の所有権は受託者に移転すること（信託財産が株式の場合、その名義も受託者に移転すること）」とあるが、会計基準第7項(2)と重複した内容であり、削除すべきである。</li> <li>● また、(4)③は、会計基準第7項(3)及び(4)と重複した内容であり、削除すべきである。</li> </ul>	

資料名 (会計基準/適用指針 etc)	該当箇所 (頁数、項番等)	意 見	備考
適用指針	第 18 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (3)に、退職給付信託に関する禁止行為として、「事業主による受益者に対する詐害的な行為」があげられているが、「詐害的な行為」が何を意味するのか不明であり、また現在の実務指針にある「詐害行為」と記載を戻したとしても同様に何を意味するかが不明であることから、いずれも無用の混乱を招く可能性があるため、「及び事業主による受給者に対する詐害的な行為」という部分を削除するべきである。(適用指針案第 107 項に対するコメントを参照。)</li> <li>● また、(3) に記載されているその他の内容は、(2)で記載されている他益信託に関する解説であり、(2)の中で記載し、解説的な表現に改めるべきである。</li> </ul>	
適用指針	第 18 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (4)①に、「信託管理人が事業主から独立」とあるが、必要性の根拠は乏しく、削除するべきである。</li> </ul>	
適用指針	第 18 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 退職給付信託の拠出時に退職給付債務を超える場合には退職給付会計上の年金資産とは認められない旨の記載があるが、その理由が明確ではなく、また、会計基準案第 7 項の年金資産の定義に照らしてもそのような要件は導き出せないと考えられるため、なお書きは削除すべきである。</li> <li>● 仮に、拠出後に市場を通じた売買により、実質的に入れ替えまたは買い戻しを行い、実現損益の計上や保有資産の簿価を操作することを目的に職給付信託がされることを懸念しているのであれば、適用指針ではその辺りの問題を取り上げるべきである(ただし、これは会計基準というより、監査上の問題とも見られる)。</li> </ul>	
適用指針	第 18 項 第 107 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「信託管理人」について、平成 17 年 9 月の信託法改正により、受益者の存否により「受益者代理人」となることもあることから、たとえば、「信託管理人もしくは受益者代理人」とするなど、正確な表現に改めるべきである。</li> </ul>	
適用指針	第 19 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前段の記載を、現金による退職給付信託の設定を排除するような印象とならない表現にするべきである。</li> </ul>	

資料名 (会計基準/適用指針 etc)	該当箇所 (頁数、項番等)	意 見	備考
適用指針	第 79 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「退職給付信託は、会計基準変更時差異を速やかに費用処理し、従業員への退職給付について十分な支払準備を行うことを目的とするものであり」と記載されている。しかし、退職給付信託は必ずしも会計基準変更時差異を速やかに費用処理するためだけに設定されるものではないので、誤解を招く表現は改めるべきである。</li> </ul>	
適用指針	第 84 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 18 項なお書き同様、年金資産として認められない理由が明確ではなく、また、会計基準案第 7 項の年金資産の定義に照らしてもそのような要件は導き出せないと考えられるため、削除すべきである。</li> <li>(本項が削除になれば関係ないが) ただし書きに「単に見積りの違い」とあるが、意味が不明なため、何を指すのか明確にすべきである。</li> </ul>	
適用指針	第 87 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職給付信託の要件として他益信託を掲げている。そして、その説明として「収益（配当）を事業主に帰属させる自益信託は認められない」と記載されている。しかし、これでは信託資産の元本部分の取扱いに関する記述が抜け落ちていて不完全であり、却って誤解を招く。自益信託が認められないことは自明であるが、その解説を書くのであれば、誤解を招かない内容にする必要がある。</li> </ul>	
適用指針	第 88 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の公開草案において、長期期待運用收益率の趣旨が明確化されたことを勘案すると、「また、状況によっては、長期期待運用收益率のマイナス値、すなわち予想運用損失率を見積ることも考えられる。」の文章は削除すべきである。</li> </ul>	
適用指針	第 91 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「入替え」とは、等価もしくはそれ以上の財産を追加信託することに併せて一部解約を行うことと理解するが、信託の枠組みの中では不明瞭な単語であるため、明確な記載に変更していただきたい。</li> </ul>	

資料名 (会計基準/適用指針 etc)	該当箇所 (頁数、項番等)	意 見	備考
適用指針	第 92 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「退職給付信託に拠出できる資産は、一般に上場有価証券等、時価の算定が客観的かつ容易であり、換金性の高い資産であることが求められる。したがって、土地などの有形固定資産について、通常、退職給付信託への拠出対象資産とすることは適当ではないと考えられる。」との記載がある。</li> <li>● 理由として、まず時価評価の問題を掲げているが、確定給付企業年金などの年金資産では例えば土地については鑑定評価などによって解決しているものである。</li> <li>● また、換金性が高いことが要件であるような記載があるが、年金資産の全部にそれを求める必要はなく、確定給付企業年金などの年金資産では、当面換金の必要な部分について、換金性が低い投資対象を選択することは普通に行われている。</li> <li>● したがって、退職給付信託に拠出できる資産を限定する本項は削除すべきである。</li> <li>● なお、不動産への投資例としては、適用指針案の開示例 1 の 2. 確定給付制度の (6) 年金資産の主な内訳を参照されたし。</li> </ul>	
適用指針	第 107 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 退職給付信託に関するまた書きの中で、「本適用指針第 18 項(3)においても退職給付信託が事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還等、事業主の受益者に対する詐害的な行為が禁止されている」と記載されている。「詐害」とは「事実を偽って他人に害を与えること」であり「詐害行為」とは「債務者が故意に自己の財産を減少させ、債権者が十分な弁済を受けられないようにする行為」を指す。「詐害的な行為」という表現で、現在の実務指針に記載のある「詐害行為」と異なる何物かを表現しようとしているのかもしれないが、あえて「詐害的な行為」と表現する意図が不明であり、削除すべきである。(「詐害的な行為」を「詐害行為」と表現を戻した場合でも同様に意図は不明である。)</li> </ul>	

資料名 (会計基準/適用指針 etc)	該当箇所 (頁数、項番等)	意見	備考
適用指針	第 107 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 退職給付信託に関するまた書きの中で、「積立超過額を信託契約に基づき事業主に返還することの是非及び返還額の妥当性は、受託者（又は信託管理人）の独立した判断に従って決定され」とあるが、退職給付信託の受託者は、事業主の退職給付債務額及び年金資産の全体額を把握する立場にあるとは限らず、信託管理人も、主体的にそれらの額を把握できる立場にあることが要件とはされていない。</li> <li>● さらに、信託管理人の同意なく、信託財産を委託者に返還するという受益者への不利益変更を可能とすることも望ましくないことから、事業主に返還することの是非及び返還額の妥当性は、事業主が判断し、信託管理人の同意を得て決定することと改めるべきである。</li> <li>● また、「事業主の意思等により積立超過額の返還が行われた場合には」の部分についても、「信託管理人の同意なく積立超過額の返還が行われた場合には」と改めるべきである。</li> </ul>	
適用指針	説例 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 退職給付債務、勤務費用、利息費用の計算が例示されているが、割引率の原則的な取扱い（イールドカーブによる割引率を用いた計算）に基づく例を掲載すべきである。</li> <li>● また、代替的に加重平均割引率を用いる場合においては、当該割引率の算出方法についても例示すべきである。</li> </ul>	
適用指針	説例 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グラフの縦軸を「退職給付見込額」を「退職時給付額」と改めるべきである。</li> <li>● 「退職給付見込額」については、運用指針案第7項において「予想退職時期ごとに、従業員に支給されると見込まれる退職給付額に退職率及び死亡率を加味して見積る」とされているため、当箇所に用いるのは適切ではない。</li> </ul>	

以上